

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和5年度）

住 所 千葉市稲毛区萩台町199番地1

事業者名 千葉都市モノレール株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全32車両	・0形車両 18車両については適合済み	0形車両2車両納入 (第29編成)

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内放送装置による情報提供	運行に関する情報を聞き取りやすい音量や速さで提供できるよう教育する	実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助旅客における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降介助	・無人駅における対応として、運転士は、車イス利用旅客への乗降介助を実施する（2019年度以降継続）	列車に搭載の乗降板を使用し、全運転士が乗降介助に対応した

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得の促進	・サービス介助士の資格取得及び資格更新にかかる費用を会社負担とし資格取得の促進を図る。全運転士が資格取得することを目標とする。	運転士の新規資格取得者8名。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ステッカーの貼付	・全車両にヘルプマークを貼付し普及啓発に努める。 (2021年度以降継続)	継続的に実施した。 併せてヘルプマークの趣旨を紹介するポスターを掲出した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

ホームページで公表する ( <a href="https://chiba-monorail.co.jp/index.php/company-info/idoenkatsu_torikumi/">https://chiba-monorail.co.jp/index.php/company-info/idoenkatsu_torikumi/</a> )
---

(4) その他

--

(令和5年度)

II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

Table with 10 columns: 軌道の種類, 事業の用に供している編成数(両), 公共交通移動等円滑化基準令等に適合した編成数(両), 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準令の規定を満たしている編成数, 便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数, 案内設置のある編成数, 車両間転落防止設備のある編成数, 車両間転落防止設備のある編成数, 車両間転落防止設備のある編成数, 車両間転落防止設備のある編成数. Includes a total row at the bottom.

(令和6年3月31日現在)

Table with 5 columns: 改正前の公共交通移動等円滑化基準令等に適合した編成数(両)(令和5年4月施行前の基準への適合状況), 改正後の公共交通移動等円滑化基準令等に適合した編成数(両)(令和5年4月施行後の基準への適合状況), 車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行前の基準への適合状況), 車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行後の基準への適合状況), 案内設置のある編成数(令和2年4月施行の基準への適合状況). Includes a total row at the bottom.

(令和6年3月31日現在)

平成15年4月16日付  
国鉄令第7号、国鉄技第18号  
に係る報告様式

(令和5年度)

事業名 千葉新都市レール線

Table with 3 columns: 業障口の戸の開閉する際に音割により知らせる設備のある編成数, うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(運転), うち、自動的に知らせるための設備のない編成数(予告). Includes a total row at the bottom.

(令和6年3月31日現在)

追加報告様式(令和5年度)

事業名 千葉新都市レール線

Table with 3 columns: 第32条第8項以外、公共交通移動等円滑化基準令等に適合するもの, 運行情報提供設備のある編成数, 運行情報提供設備のある編成数. Includes a total row at the bottom.

(令和6年3月31日現在)

事業名 千葉新都市レール線

Table with 10 columns: 軌道車両において、1車両に1以上の車椅子スペースを設置している編成数(両), 改正前の公共交通移動等円滑化基準令等に適合した編成数(両)(令和5年4月施行前の基準への適合状況), 改正後の公共交通移動等円滑化基準令等に適合した編成数(両)(令和5年4月施行後の基準への適合状況), 車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行前の基準への適合状況), 車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行後の基準への適合状況), 案内設置のある編成数, 案内設置のある編成数, 案内設置のある編成数, 案内設置のある編成数, 案内設置のある編成数. Includes a total row at the bottom.

(令和6年3月31日現在)

(令和8年3月31日見込み)

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	